

令和6年分 申告相談会

お問い合わせ先 泉崎村役場 税務課 電話0248-53-2113

平素より税務行政等につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、村では所得税・復興特別所得税の申告「確定申告」及び村民税・県民税の申告「住民税申告」の申告相談会を行います。

当相談会では、申告書の作成だけでなく、申告が必要かどうか判断できない場合や、申告制度の内容に関する相談等に応じますので、お気軽にご利用ください。

なお、期限内申告は、「確定申告」「住民税申告」とともに3月17日（月）までです。

- | | |
|-------|---|
| ・会場 | 泉崎村役場 村民ホール（本庁舎内） |
| ・期間 | 令和7年2月17日（月）～令和7年3月17日（月）
土曜日・日曜日・祝日は除きます。 |
| ・相談日 | 日程表の通り |
| ・受付時間 | 午前の部 8:30～11:30 午後の部 13:00～15:30 |

1 確定申告が必要な方

令和7年1月1日現在、泉崎村に住んでいて、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間に、次の項目のいずれかに該当する方。

(1) 農業・営業・その他の事業などで事業所得がある方。

(2) 次に該当する給与所得者

- ア 給与以外の所得がある方。(20万円以上)
- イ 日雇・パート収入などで、給与支払報告書が勤務先から村へ提出していない方。
- ウ 各種所得控除を申請する方。

(3) 次に該当する公的年金所得者

- ア 公的年金以外の所得がある方。(20万円以上)
- イ 各種所得控除を申請する方。
- ウ 公的年金等の収入金額の合計額が400万以上の方

(4) その他、各種所得がある人。

(譲渡所得、一時所得、不動産所得、退職所得、配当・利子所得など)

※上記以外の方でも所得税の還付を申請する場合、確定申告が必要です。

※申告義務のない方が行う還付申告は、5年間提出することができます。(年末調整済みの給与所得のみの方で、医療費控除や寄付金控除により還付を受ける方などが該当します。)

※青色申告、損失の繰越し、住宅借入金特別控除(ローン控除)の1年目、贈与税、消費税等を含む申告については白河税務署にて申告をお願いいたします。

2 申告相談日程表

- (1) 会場 泉崎村役場 村民ホール (本庁内)
- (2) 申告期間 令和7年2月17日(月)
～令和7年3月17日(月)
- (3) 受付時間 午前の部 8:30～11:30
午後の部 13:00～15:30

申告会場の混雑緩和のため、申告する内容により、下記日程に分けてご来場ください。
なお、あくまで日程は目安ですので、ご都合の良い日にご来場ください。

- ・2月17日(月)～2月26日(水)
年金所得・給与所得のみ又は収入がない方
例) 年金所得、給与所得があり、医療費控除の申請を行う方。
年末調整をしていない方で、所得税の還付を申請する方。
複数の事業所から給与を受けており、年末調整をしていない方。
年末調整から扶養人数等を変更したい方。
その他、各種所得控除を申請する方。
- ・2月27日(木)～3月7日(金)
農業所得、営業所得、不動産所得等がある方
例) 小作料をもらっている方。
農業収入等、給与以外に収入がある方。
シルバー人材センターから業務を請負している方。
社会福祉法人等から工賃を受け取っている方
- ・3月10日(月)～3月17日(月)
その他、収入がある方。
例) 土地や家屋等の譲渡所得がある方。
株式等の配当所得や、譲渡所得がある方。
生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金等がある方
(業務に関して受けるものを除く)
その他、申告について相談したい方。

※申告相談は事業主又はその事業内容に詳しい方が行ってください。

農業、営業、不動産等の収支内訳書は、事前に記帳、計算したものをご準備ください。
医療費控除を申請する場合、医療機関、人ごとに金額を計算したものをお持ちください。
書類に不備がある場合、申告受付できない場合がありますのでご注意ください。

3 申告に持参する必要書類など

- (1) 本人確認書類
・番号確認書類(マイナンバーカード・通知カード等)と身元確認書類(免許証等)
- (2) 税務署からハガキ等が送付されている場合はその用紙
- (3) 給与や公的年金等の源泉徴収票
- (4) 収支内訳書(営業・農業・不動産所得がある方)
・領収書及び収入代金と支出経費がわかる帳簿
- (5) 各種所得控除証明書又は領収書等
・国民年金保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の支払証明書又は領収書等
・寄付金(ふるさと納税含む)支払証明書等
・各種保険料控除証明書(生命保険、個人年金、地震保険等)
・医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書
(領収書や医療費のお知らせ等をあらかじめ集計して持参してください。)
・障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象認定書等
- (6) 還付先預金通帳(本人名義)又は、
金融機関名・支店名・口座番号・預金の種類がわかるもの
- (7) 扶養親族のマイナンバーがわかるもの
- (8) その他申告する際に証明になるもの

4 住民税の申告が必要な方

令和7年1月1日現在、泉崎村に住所がある方は住民税の申告をしていただく必要があります。**収入のない方も申告が必要です。**

ただし、次の方は申告する必要はありません。

- (1) 前年中の所得が給与所得のみで、勤め先から給与支払報告書が提出されている方
- (2) 前年中の所得が公的年金に係る雑所得のみで、源泉徴収票に記載された控除以外に申告すべき控除がない方
- (3) 所得税の確定申告をした方

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の軽減、国民年金保険料の減額・免除の申請をする場合は申告をしていないと軽減などが受けられない場合があります。

※所得額の記載がある所得証明書の発行が必要な場合(村営住宅、児童扶養手当、その他各種助成金等の手続き、勤務先などへの扶養親族の届出など)は申告してください。

※扶養されている方(被扶養者)は扶養している方(扶養者)からの申告がされていれば、被扶養者自身が申告していなくても、「非課税証明書」が発行できます。

5 スマホとマイナンバーカードで「e-Tax」による確定申告ができます。

スマホとマイナンバーカードがあればいつでもどこでもe-Taxによる申告ができます。パソコンで申告書を作成される方もスマホのアプリ(マイナポータルアプリ)でパソコン上に表示されたQRコードを読み取ればe-Taxによる申告ができます。

「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告書・収支内訳書の作成・e-Taxによる送信(提出)ができます。

また、自動計算されるので計算誤りはありません。

国税庁と村では、申告会場で長時間待たなくても自宅で申告書を作成できるe-Taxによる確定申告をお勧めしています。

日中お忙しくて会場に来られない方は、是非e-Taxをご利用ください。

1. e-Tax 送信に必要なもの

- ・スマホ、タブレット又はパソコン
※スマホでe-Tax送信する場合、マイナンバーカード読取対応のスマホが必要です。
※パソコン・タブレットでe-Tax送信する場合、マイナンバーカード読取対応のスマホ又はICカードリーダライタが必要です。
- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード発行時にご自身で設定したパスワード2種
※利用者証明用電子証明書(数字4桁)
署名用電子証明書(英数字6~16文字)
(パスワードを忘れた場合、役場窓口で再設定できますので、お申し出ください。)

2. e-Tax 送信の方法

- ・国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーにアクセスしてください。
- ・詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

3. e-Tax 送信のメリット

- ・自宅から申告できます
- ・24時間いつでも利用できます。(メンテナンス期間を除く)
- ・マイナポータル連携で自動入力するため、入力ミスがありません。
(医療費、ふるさと納税、社会保険、生命保険、iDeCo、住宅ローン控除関係等)
- ・一部の添付書類提出不要のため、手間がかかりません。
- ・書類での申請と比較し、早期に還付されます。(3週間程度で還付できます。)